

役員及び評議員報酬等に関する規程

社会福祉法人名護学院役員及び評議員報酬等に関する規程

＜沿革＞	制定	昭和 60 年 04 月 01 日	改定	平成 12 年 05 月 27 日
	改定	平成 25 年 05 月 24 日	改定	平成 27 年 03 月 25 日
	廃止	平成 29 年 03 月 31 日	制定	平成 29 年 04 月 01 日

（目的及び意義）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人名護学院（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- （4）評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれるものをいう。
- （5）報酬とは、社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項で定める報酬。
- （6）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。
報酬とは明確に区別されるものとする。

（報酬の支給）

第 3 条 この法人は、常勤理事に職務執行の対価として報酬を支給する。

2 評議員には、定款第 8 条で定める金額を超えない範囲で報酬を支給する。

（報酬等の額の決定）

第 4 条 常勤の理事に対する報酬の月額別表 1 の俸給表に定める額とし、各理事の報酬月額は俸給表のうちから、評議員会において決定する。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表 2 に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は別表 3 に定める額とし、1 人あたりの各年度の総額が 12 万円を超えない範囲とする。

（費用弁償）

第 5 条 この法人は、非常勤役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支給する。また、前払いを要するものについては、前もって支給することができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費を職員給与規則別表 4 の諸手当支給基準に準じて通勤手当として支給する。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を別表 4 の出張旅費基準に準じて出張旅費として支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月20日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日、又は祝日の場合は、前営業日に支給する。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日、日曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から執行する。

別表1 (常勤の理事の報酬)

社会福祉法人名護学院 常勤理事 報酬表

号 俸	支給基準額	備 考
1号俸	月額 50,000円	職員兼務報酬
2号俸	月額 100,000円	
3号俸	月額 150,000円	
4号俸	月額 200,000円	
5号俸	月額 250,000円	
6号俸	月額 300,000円	
7号俸	月額 350,000円	
8号俸	月額 400,000円	
9号俸	月額 450,000円	
10号俸	月額 500,000円	
11号俸	月額 550,000円	
12号俸	月額 600,000円	
13号俸	月額 650,000円	
14号俸	月額 700,000円	
15号俸	月額 750,000円	
16号俸	月額 800,000円	
17号俸	月額 850,000円	
18号俸	月額 900,000円	
19号俸	月額 950,000円	
20号俸	月額 1,000,000円	
21号俸	月額 1,050,000円	
22号俸	月額 1,100,000円	
23号俸	月額 1,150,000円	
24号俸	月額 1,200,000円	

施行 平成29年4月1日

別表 2 (非常勤の役員の報酬)

非常勤の役員(理事、監事)が理事会等に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、役員が評議員会に出席した場合も報酬を支払う。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬は支払わないものとする。

(1) 理事

	報酬(日額)	費用弁償(日額)
理事会等会議への出席	10,000円	実費 20円/km
上記の他、法人・施設業務のための出勤等	10,000円	実費 20円/km

(2) 監事

	報酬(日額)	費用弁償(日額)
理事会等会議、監事監査等への出席	10,000円	実費 20円/km
上記の他、法人・施設業務のための出勤等	10,000円	実費 20円/km

別表 3 (評議員の報酬)

評議員が評議員会等に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬は支払わないものとする。

	報酬(日額)	費用弁償(日額)
評議員会等会議への出席	10,000円	実費 20円/km
上記の他、法人・施設業務のための出勤等	10,000円	実費 20円/km

別表 4 (出張旅費)

役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給する。

- 2 職務の遂行に必要な旅費、旅費以外の費用の実費を支給する。
- 3 宿泊料は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 5 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この表を適用することができる。

報酬	日額 10,000円
旅費	(航空運賃・船賃・鉄道賃) 旅費の実費 (車賃) 路線バスの実費・自家用車は1kmにつき20円
宿泊料	(県内) 日額 10,000円 (県外) 日額 15,000円
その他	上記以外で、職務遂行に必要な費用の実費

施行 平成 29 年 4 月 1 日